

「ものづくり Kids 拠点構築」実施業務 企画公募要項

1 本要項の目的

本要項は、市内ものづくり企業等による地域のためのものづくり体験の場（以下、「ものづくり Kids 拠点」という。）の構築及び運営を担う事業者を選定するための企画競争（プロポーザル）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業趣旨

ものづくり産業は、サービス業等と比べ、日常の生活で触れる機会が少ないため、仕事のイメージややりがい知られづらい社会環境の中にある。

こうした背景から、地域の子どもやその親などが、日常的にもものづくりに触れられる機会を創出することで、ものづくりの魅力や面白さを伝え、ひいては将来的な市内ものづくり企業への就職促進につなげていくことを目的として、ものづくり Kids 拠点の構築及び運営を行う事業者の募集及び企画競争による選定を行う。

3 業務内容

以下の(1)～(4)を行う。

最終的な委託業務の内容は、提出された企画提案書をもとに、市と協議して決定する。

(1) 地域拠点構築業務

平成30年7月25日（水）までに、以下の要件を満たす拠点を1カ所以上構築すること。

ア 利用対象者

主に小学生や中学生及びその親を対象とする。

ただし、提案にあたって、効果的に利用者を集めるため対象を限定することは差支えない。

イ 位置

地域の子どもや市内の子どもが気軽に立ち寄れる場所に拠点を構えること。

ウ 設備

ものづくりの基本加工（切る、曲げる、穴をあける等）やデジタルエンジニアリングが体験できるよう小型の工作機械や工具、PC、CADなど必要なものを備え付けること。

エ 広さ

簡単な工作機械の操作を子どもが安全に体験・見学するために十分な広さを確保すること。

オ その他

拠点構築にあたって、既存建物の活用によるか又は新築によるか、その方法は問わない。

(2) 運営企画業務

ア 運営業務

(ア) 運営体制

ものづくりに精通し、なおかつ、ものづくり体験イベントの開催実績がある者を中心とした運営体制を構築すること。

(イ) 拠点運営日

市立小学校の夏・冬・春休み期間（※）のうち、30日以上は、拠点を利用できる状態にすること。

なお、運営時間及び長期休暇期間外の運営については事業者の提案によることとする。

※市立小学校の長期休暇（平成30年度：57日間）

夏休み	平成30年7月26日（木）～平成30年8月19日（日）
冬休み	平成30年12月26日（水）～平成31年1月20日（日）
春休み	平成31年3月26日（火）～平成31年3月31日（日）

(ウ) 保険の選定、契約、保険料の支払い

拠点利用者に掛ける傷害保険を選定し、保険の契約、保険料の支払いを行うこと。

イ 企画業務

ものづくり体験イベントを開催するほか、イベント開催日以外でも、子どもが自由に立ち寄り、ものづくりに「触れて」、「見て」、「学べる」企画を行うこと。

(ア) ものづくり体験イベントの開催

a 参加対象者

小学生

b 開催場所

応募者が構築するものづくり Kids 拠点内で実施すること。

c 開催時期・回数

時期・時間帯は参加対象者が参加しやすい曜日や時間を工夫すること。
回数は、最低4回以上開催すること。

d 参加者数

イベント参加目標人数（延べ）は、概ね60名以上とすること。

e 参加費

材料費等、実費分の参加費用を徴収することは差支えない。

f イベント内容

本事業が市内ものづくり企業への将来的な就職促進を目的としたものであることを前提として、本イベントに参加することで、ものづくりの面白さを体感し、ものづくりへの興味関心を持つ“キッカケ”となるよう周知方法や内容等を工夫すること。

【体験イベントの内容例】

木工、機械加工、電子工作、デザイン設計など

(イ) ものづくりに「触れて」「見て」「学べる」企画

イベント開催日以外も子どもたちが自由に立ち寄り、受託者の監督のもと、簡単な工作機械・工具の利用や製造作業、修理作業等の見学、3DCADやプログラミング等のものづくりに関する学習ができるよう企画すること。

(3) 情報発信業務

拠点利用者数の向上を図るため、チラシやSNS等で、拠点での取組みを情報発信するほか、より効果的な情報発信となるよう工夫すること。

(4) 効果測定業務

ア 拠点利用者数及び属性（年齢、性別、初利用 or リピーター等）を日単位で把握すること。

イ アンケート調査

(ア) アンケートを作成し、ものづくり体験イベントごとに調査を実施する。

なお、アンケート項目及び内容については、事前に札幌市と協議を行い、了承を得ること。

(イ) 実施したアンケート調査の結果について、集計・分析を行うこと。なお、集計・分析の項目等については、事前に札幌市と協議のうえ決定すること。

4 予算規模（契約限度額）

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務実施の条件

(1) 応募者の要件

応募者は次の要件をすべて満たすものとする。

ア 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有する事業者であること。

イ 企画提案方式による応募を行う時点において、札幌市一般競争入札への参加資格を有すること。

ウ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

エ 企画書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

カ 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行う者1名（以下「業務管理者」という）の配置が可能であること。

(2) 履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

(3) 成果品

ア 業務報告書（A4 判）	1 部
イ イベント参加に関するアンケート調査結果	1 部
ウ ア及びイの電子データ	1 組

6 企画書の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案申込書（様式 1）
- イ 企画提案者概要（様式 2）
- ウ 企画書（自由様式）
- エ 積算書（自由様式。積算根拠が分かるように記載すること。なお、本積算額は、企画書が選定された提出者との契約額を確約するものではない。）

- ・上記アは正本 1 部を提出すること
- ・上記イ～エは正本 1 部、副本 8 部、及び、電子データを提出すること。
- ・提出に当たっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。
- ・ウに掲げる企画書の分量は、添付資料等を含めて、最大で A 4 版 10 ページ程度までとする。添付資料等を追加する場合は、極力 A 4 版とすること。

オ 参加意向申出書（様式 3）

(2) 企画書の提出数、提出方法、提出先及び提出期限

- ・提出数：上記のとおり
- ・提出方法：郵送または持参による。
- ・提出先：〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市経済観光局産業振興部立地促進・ものづくり産業課
担当：越智、柴垣
- ・提出期限：平成 30 年 5 月 23 日（水）午前 10 時 00 分【必着】

(3) 参加意向申出書（様式 3）の提出数、提出方法、提出先及び提出期限

- ・提出数：1 部
- ・提出方法：郵送または持参による。
- ・提出先：〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市経済観光局産業振興部立地促進・ものづくり産業課
担当：越智、柴垣
- ・提出期限：平成 30 年 5 月 14 日（月）午前 10 時 00 分【必着】

7 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、所定の質問書（様式 4）に質問の要旨を簡潔に記入し、札

幌市経済観光局産業振興部立地促進・ものづくり産業課宛に電子メールで送信すること。

メールのタイトルは、「ものづくり Kids 拠点構築実施業務 質問書(事業者名)」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

電子メールアドレス：monodukuri@city.sapporo.jp

(2) 質問期間

平成 30 年 5 月 1 日（火）から平成 30 年 5 月 10 日（木）正午まで。

(3) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただく上で広く周知したほうが良いと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

8 企画書の選定方法

(1) 企画提案の審査

企画提案は、書類及び下記に掲げるプレゼンテーションにより審査を行うこととし、札幌市の関係部局の職員、外部有識者等からなる「ものづくり Kids 拠点構築実施業務企画競争実施委員会」（以下、「選考委員会」という。）において、下記 9「評価基準」により総合的に検討する。

(2) プレゼンテーション審査

平成 30 年 6 月上旬頃を予定

- ・プレゼンテーションの出席者は、総括責任者を含む最大 3 名までとする。
- ・プレゼンテーションは、1 社約 25 分（提案説明約 15 分、質疑応答約 10 分）を想定し、順次個別に行う。
- ・プレゼンテーションの実施概要については、別途通知する。

(3) 契約候補者の選定について

審査によって最も優秀な者と選定された事業者を契約候補者とする。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、速やかに対象者全員に対し、文書により通知する。

(5) 契約の相手方について

本業務の委託は、選定した契約候補者と提案内容の詳細について協議を行って業務内容（仕様書）を確定し、別途指名見積合わせにより契約金額を確定した後に契約を締結する。

また、契約候補者との協議又は指名見積合わせが不調に終わった場合、選考委員会において次点とされた事業者と協議及び指名見積合わせを実施する場合がある。

なお、企画提案に当たっての虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

9 評価基準

- ・審査は次表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点

数が高い順に契約候補者とする。なお、合計点数満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。

- ・合計点数が同点の企画提案があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。
- ・提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

審査項目と配点	審査基準
1 拠点構築【30点】	
①場所・運営日 (15点)	・拠点は地域の子どもや市内の子どもが気軽に立ち寄れ、多くの利用が見込める場所及び運営日であるか。
②広さ (5点)	・簡単な工作機械や工具の操作などを子どもが安全に体験・見学するために十分な広さであるか。
③設備 (10点)	・子どもがものづくりの基本加工（切る、曲げる、穴をあける等）やデジタルエンジニアリングなどを体験するために必要な機材が備え付けられる提案となっているか。
2 業務執行能力【30点】	
①執行体制 (15点)	・業務を実施するに当たり、ものづくりを熟知した者や子どもの対応に慣れた者など適切な経歴を有する者が業務執行体制に含まれ、委託業務を円滑に進められる必要かつ十分な体制であるか。
②類似業務の実績 (5点)	・委託業務の実行力を示す類似業務の実績があるか。
③積算の考え方 (5点)	・札幌市から提示する概算見積額の範囲内で提案しているか。また、予算の配分が適切であるか。
④スケジュール (5点)	・業務を実施するに当たり、全体のスケジュール設定が妥当であるか。
3 企画提案内容【40点】	
①運営企画業務 (15点)	・提案された拠点の運営企画内容は本事業の主旨に合致したものとなっているか。また、実現可能なものとなっているか。
②情報発信業務 (10点)	・提案された情報発信方法は、多くの対象者に興味・関心を持たせ、拠点を利用してもらうことについて効果的で適切なものとなっているか。
③企画提案全般 (15点)	・札幌市のものづくり産業に関する知識、認識が十分に備わっているか。また、産業振興上の意義を理解したうえでの提案となっているか。

10 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例（平成11年12月14日条例第41号）の規定により、公開する場合がある。

【問い合わせ先】

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側

札幌市経済観光局産業振興部立地促進・ものづくり産業課 越智、柴垣

TEL 011-211-2362 FAX 011-218-5130

Eメール：monodukuri@city.sapporo.jp